

令和7事務年度における滞納整理事務の集中化の実施について

滞納整理事務の集中化の概要

福岡国税局では、税務署における徴収事務の一層の効率化の観点から、大規模な税務署等（中心署）において、小規模の税務署（対象署）の滞納整理事務を一括して行う施策（滞納整理事務の集中化）を実施しています。

滞納整理事務の集中化の実施署

福岡国税局において、滞納整理事務の集中化を実施する税務署は下表のとおりです。

<留意事項>

対象署の滞納整理事務（納付相談を含む。）は、対象署に併任発令を受けた中心署の徴収担当職員が実施します。資金繰りの都合等により、期限内納付が困難と思われる関与先に対しては、中心署徴収部門に相談していただくよう御指導をお願いします。

なお、面接による納付相談を御希望の際は、あらかじめ中心署へ御連絡の上、納付相談の御予約をするよう併せて御指導をお願いします。

中 心 署	対 象 署
小 倉 署	門 司 署、行 橋 署
八 幡 署	若 松 署
<u>博 多 署</u>	<u>厳 原 署</u>
<u>福 岡 署</u>	<u>壱 岐 署</u>
西福岡署	唐 津 署
久留米署	大牟田署、八 女 署、大 川 署
飯 塚 署	直 方 署、田 川 署
筑 紫 署	甘 木 署
佐 賀 署	鳥 栖 署、武 雄 署
長 崎 署	福 江 署
佐世保署	<u>伊万里署</u> 、平 戸 署
諫 早 署	島 原 署

（注） は、令和7事務年度（令和7年7月10日以降）から新たに実施する署、 は、集中化ブロックが変更となる署を示しています。